

件名: 業務連絡：持続化給付金の給付申請について
添付ファイル: 持続化給付金申請要領.pdf; 持続化給付金申請規程.pdf; 持続化給付金給付規程（個人事業者向け）.pdf

各支部 支部長各位
支部事務責任者各位
（B.C.C：役員各位、後藤顧問、本部事務局関係各位）

いつも大変お世話になっております。

事務局の加藤です。

標題の件について

過日4月30日、参議院本会議で令和2年度補正予算が成立しました。

中小法人最大200万円、個人最大100万円を給付する「持続化給付金」が5/1から受付を開始することになっております。

つきましては、持続化給付金について、経済産業省のホームページ及び中小企業庁にてリリースされましたので資料を添付してご案内致します。

「経済産業省」

この持続化給付金に関する本文は経済産業省の、次のサイトにて確認できます。

<https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html>

「中小企業庁」

実際の給付金申請は中小企業庁の次のサイトにて確認できます。

<https://www.jizokuka-kyufu.jp/overview/>

感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる、事業全般に広く使える、給付金が支給されることになっております。農業、漁業、製造業、飲食業、小売業、作家・俳優業など幅広い業種で、事業収入（売上）を得ている法人・個人の方が対象となりますので、本制度が支部内の会員に活用されるようご案内賜りますよう、ご配慮方宜しくお願い申し上げます。

「当会会員にてコンサルタント業を主として生計を立てている先生方で痛手を被っている方は、是非適応が受けられるよう申請をして下さい」

尚、当会会員用HPにても同資料を、ご案内をさせていただきます。